

民生委員・児童委員活動 I C T 化支援事業

仕 様 書

令和 8 年 5 月

武蔵村山市健康福祉部

福 祉 総 務 課

1 件名
民生委員・児童委員活動 ICT化支援事業

2 期間
端末購入：契約締結日翌日から令和8年10月31日まで（予定）
通信契約：令和8年11月1日から令和11年10月31日まで（予定）
※端末の導入及び通信契約については、令和8年10月31日より前に導入することは可能とする。

3 納品場所
武蔵村山市本町一丁目1番地の1

4 目的
本件は、武蔵村山市（以下「発注者」という。）が民生委員・児童委員活動のICT化を図るため、民生委員・児童委員に貸与するスマートフォンの機器調達及び運用環境構築に関して契約を行うものであり、スマートフォン端末、適切な通信契約、MDM管理機能、LINE WORKSのプラットフォーム導入を含めた一括サービスを提供することを目的とする。

5 業務内容
本仕様書に基づき、以下の事項を満たすこと。
(1) 端末（スマートフォン）の購入（50台）及び端末のキッティング作業（MDM及びLINE WORKSの導入設定を含む。）
(2) 通信契約の提供（運用・保守含む月額通信サービス契約）

6 仕様要件
提供される製品及びサービスの各仕様要件は以下のとおりである。

(1) 端末の購入
ア スマートフォン端末の仕様

品名	規格	数量	備考
AQUOS wish 4	メーカー：シャープ株式会社 品番：SH-52E 寸法：W76×T8.8×H167 mm 本体：OS Android™ 15 画面サイズ6.6インチ 内蔵メモリ（RAM）4GB ストレージ容量 32GB以上 バッテリー 5,000mAh 対応通信 4G LTE 通信が可能で、SIMカード付属対応 耐久性 IP67 以上 色：指定なし 付属品：充電器（USB Type-C 又は Lightning）	50台	同等品可

イ キットニング作業内容

端末購入後、以下の設定作業を行い納品すること。

- ① 初期設定
端末の起動設定、ユーザーIDの登録
- ② MDM 導入
リモート管理機能及び制限設定の適用
- ③ LINE WORKS 導入
アプリインストール及びアカウント登録設定
※登録設定内容については、別途協議の上設定する。
- ④ セキュリティ設定
PINコード、パスワードロック適用、盗難時の対応機能設定

(2) 通信契約

ア MDM (モバイルデバイス管理) の利用要件

端末にはMDM (モバイルデバイス管理) ソリューションを導入し、セキュリティ対策及びリモート管理を実施し下記を必須要件とする。

- ① 管理対象の範囲
不適切アプリのインストール防止、データ盗難防止及び端末紛失時のリモートワイプ機能があること。
- ② 管理者設定機能
管理者が端末設定を一括変更可能な環境を提供すること。
- ③ 利用ログの記録及びアクセス制限
特定のウェブサイトへのアクセスログの取得ができること。特定のウェブサイトへのアクセス制限やアプリ利用制限機能を組み込むこと。

イ LINE WORKS の利用要件

LINE WORKS を速やかに利用できる環境構築を実施するため、下記を必須要件とする。

- ① LINE WORKS アカウント 50 件 (利用者分) を発行。
- ② グループチャットやタスク管理の機能利用設定。
※設定内容については、別途協議の上決定する。
- ③ 初期設定 (組織構成やグループ分け) の実施。
※設定内容については、別途協議の上決定する。

ウ 通信契約の要件

通信契約として以下を満たすプランを提供すること。

- ① 回線
4G LTE 以上
- ② 月額利用料
通信料は定額制として設定し月額料金を明確化
- ③ データ容量
10GB 以上/月
- ④ 通信速度
安定した高速通信を提供可能であること。

⑤ 国内通話

業務上必要な通話・メッセージ送信が定額制かつ無制約で利用可能なプラン。

エ 運用・保守

提供されたソリューションについて、トラブル発生時には即時対応する体制を構築するため、以下の要件を満たすこと。

- ① 端末管理者及び端末使用者（50名）が問い合わせ可能な一括問い合わせ窓口が設置されていること。
- ② 操作説明書及びマニュアルが提供されること。
- ③ 端末故障時の修理・交換サービスを提供すること。

7 契約金額及び支払い条件

契約金額は以下の要素を含めた合計金額を指定する。ただし、通信契約費用については50回線分の月額契約とする。

(1) 端末購入費

- ア スマートフォン端末購入費用
- イ キットニング作業費用

(2) 通信契約費

- ア 通信契約費用
- イ MDM 利用料
- ウ LINE WORKS 月額利用料

8 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 検査

- (1) 契約者は、原則として、あらかじめ指定された日時及び場所において、市の職をして行う検査に立ち会わなければならない。
- (2) 契約者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない

10 その他

- (1) 契約者が提供する機種やプランについて、発注者との事前確認・調整を行うこと。
- (2) 端末紛失や盗難時の対応手順を明記し、十分なサポートを提供すること。
- (3) その他本仕様書に記載のない事項又はその他疑義が生じた場合は、発注者及び契約者で協議の上、決定すること。

11 連絡先

健康福祉部福祉総務課福祉総務係 担当：塩原、小椋

電話042-565-1111 内線(152、153)